

# 沖縄海区漁業調整委員会指示の改正（廃止・制定）について

## 概要説明

### 1. 件名

沖縄海区漁業調整委員会指示4第5号

スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示（沖縄海区漁業調整委員会指示3第3号、沖縄海区漁業調整委員会指示4第1号）の廃止、制定。

### 2. 指示の経緯と必要性

#### （1）スジアラ・シロクラベラの委員会指示について

- ・沖縄本島北部の6漁協（名護漁協、羽地漁協、本部漁協、今帰仁漁協、国頭漁協、伊江漁協）は、平成15年から、自主的にスジアラ・シロクラベラの資源管理に取り組んできた。
- ・平成27年3月、沖縄海区漁業調整委員会は、沖縄本島北部地区のスジアラ・シロクラベラの資源保護のため、「漁業を営むに当たり、体長40cm未満のアカジン、体長35cm未満のマクブを採捕してはならない。」旨の、沖縄海区漁業調整委員会指示を発動。
- ・以後、沖縄島北部から東部へと徐々にその対象水域を拡大させながら、委員会指示を更新・改正してきた。

#### （2）経緯と必要性

- ・令和3年2月、県水産海洋技術センターにおいて、スジアラ・シロクラベラの漁獲サイズ制限に関する評価がまとめられ、これまでの取組の効果拡充を図るため、さらなる対象海域の拡大等が必要と提言された。
- ・海区漁業調整委員会では、関係漁協への意見照会などの手続を経て、海区委員会指示を改正し、令和4年4月1日より対象海域を拡大した。
- ・令和4年度においては、これまで規制の対象外となっていた遊漁者を対象に含めるため、指示内容の大幅な見直しを行うこととされた。

### 3. 指示案の概要

令和3年3月26日付け沖縄海区漁業調整委員会指示3第3号（制定）及

び令和4年2月8日付け沖縄海区漁業調整委員会指示4第1号（一部改正）の指示について、指示の対象となる水域及び対象者を変更するため、所要の改正（廃止・制定）を行う。

<要点>

(1)	対象海域の拡大	沖縄海区全域を対象とする
(2)	対象者の拡大	漁業者・遊漁者等、全ての者を対象とする
(3)	流通の防止	違反物の流通を防ぐため、所持・販売を禁止する
(4)	魚種の定義	【スジアラ類】スジアラ属スジアラ、コクハンアラ及びオオアオノメアラ 【シロクラベラ】ベラ科イラ属シロクラベラ
(5)	適用除外	試験研究機関等が試験研究又は教育実習のために採捕する場合は、委員会指示の制限の適用を除外とする。

4. 根拠法令

漁業法第120条（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

5. 関係機関等との調整状況とスケジュール

時期	項目	内容
9月～11月	委員会指示改正案の調整	内容や文言の調整
11月21日～ 12月21日	パブリックコメント	県民、県内関係漁協等に意見公募を実施
1月13日	第10回海区漁業調整委員会	① 意見公募結果の報告 ② 委員会指示案について審議
	委員会指示の公報掲載依頼	
1月末	委員会指示の公報掲載	
2月1日	委員会指示改正の発動	
2月1日～ 2月28日	委員会指示の周知	① マスメディアを通じた広報 ② 県広報媒体を利用した広報 ③ 県内の関係団体等への周知
3月1日	委員会指示の施行	